

勝浦川洪水浸水想定区域

洪水の浸水深(m)

- 10～20m未満
- 5～10m未満
- 3～5m未満
- 0.5～3m未満
- 0.5m未満

想定し得る最大規模の降雨により河川において
氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

掲載しているデータについて

平成30年5月29日に徳島県が公表した「勝浦川水系勝浦川 洪水浸水想定区域図
(想定最大規模)」を使用しています。(徳島県告示第375号)

1 説明文

- (1)勝浦川水系勝浦川の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示しています。
- (2)この洪水浸水想定区域は、現時点の勝浦川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により勝浦川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3)このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| (1)作成主体 | 徳島県 |
| (2)指定年月日 | 平成30年5月29日 |
| (3)告示番号 | 徳島県告示第375号 |
| (4)指定の根拠法令 | 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項 |
| (5)対象となる洪水予報河川 | 勝浦川水系勝浦川
(実施区間)勝浦郡勝浦町三溪(横瀬橋)から河口まで |
| (6)指定の前提となる降雨 | 勝浦川流域の24時間総雨量 1115mm |
| (7)関係市町村 | 徳島市、小松島市、勝浦町 |

家屋倒壊等氾濫想定区域 氾濫流

一定の条件下において、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流が発生することが想定される区域です。

掲載しているデータについて

平成 30 年 5 月 29 日に徳島県が公表した「勝浦川水系勝浦川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：氾濫流）」を使用しています。

1 説明文

- (1)勝浦川水系勝浦川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示しています。
- (2)この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の勝浦川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により勝浦川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3)このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域として明示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- (4)また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

- | | |
|----------------|--|
| (1)作成主体 | 徳島県 |
| (2)公表年月日 | 平成 30 年 5 月 29 日 |
| (3)対象となる洪水予報河川 | 勝浦川水系勝浦川
(実施区間) 勝浦郡勝浦町三湫（横瀬橋）から河口まで |
| (4)算出の前提となる降雨 | 勝浦川流域の 24 時間総雨量 1115mm |
| (5)関係市町村 | 徳島市、小松島市、勝浦町 |

家屋倒壊等氾濫想定区域 河岸侵食

一定の条件下において、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい河岸侵食が発生することが想定される区域です。

掲載しているデータについて

平成 30 年 5 月 29 日に徳島県が公表した「勝浦川水系勝浦川 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域：河岸侵食）」を使用しています。

1 説明文

- (1)勝浦川水系勝浦川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示しています。
- (2)この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の勝浦川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模の勝浦川の河岸侵食幅を予測したものです。
- (3)また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、勝浦川の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意して下さい。

2 基本事項等

- | | |
|----------------|--|
| (1)作成主体 | 徳島県 |
| (2)公表年月日 | 平成 30 年 5 月 29 日 |
| (3)対象となる洪水予報河川 | 勝浦川水系勝浦川
(実施区間) 勝浦郡勝浦町三溪（横瀬橋）から河口まで |
| (4)関係市町村 | 徳島市、小松島市、勝浦町 |

那賀川洪水浸水想定区域

洪水の浸水深(m)

10～20m未満

5～10m未満

3～5m未満

0.5～3m未満

0.5m未満

想定し得る最大規模の降雨により河川において氾濫した場合に浸水が想定される区域です。

掲載しているデータについて

平成 28 年 5 月 30 日に国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所が公表した「那賀川水系那賀川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」を使用しています。（国土交通省四国地方整備局告示第 77 号）

1 説明文

(1)那賀川水系那賀川の洪水予報区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示しています。

(2)この洪水浸水想定区域図は、現時点の那賀川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により那賀川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3)このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

- (1)作成主体 国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所
(2)指定年月日 平成 28 年 5 月 30 日
(3)告示番号 国土交通省四国地方整備局告示第 77 号
(4)指定の根拠法令 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項及び 2 項
(5)対象となる洪水予報河川
那賀川水系那賀川
(実施区間)
左岸：徳島県阿南市十八女町宮ノ前 13 番地先から海まで
右岸：徳島県阿南市加茂町大西 56 番 1 地先から海まで
(6)指定の前提となる降雨 那賀川流域の 2 日間総雨量 1,198mm
(7)関係市町村 阿南市、小松島市

土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域

掲載しているデータについて

徳島県が平成 30 年 3 月 29 日までに指定した「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」（徳島県告示第 222 号分まで）を使用しています。

土砂災害の種類

<p>急傾斜地</p> 	<p>地中にしみ込んだ雨水により、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く人的被害が出やすい災害です。</p>
<p>土石流</p> 	<p>山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう場合があります。</p>
<p>地すべり</p> 	<p>斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。一般的に移動する土塊の量が大きいため、甚大な被害を及ぼす災害です。</p>